

4月1日
開始

自転車の交通反則～自転車にも交通違反が適用されます～ 自転車安全利用五則のおさらいと新たに導入の反則金・刑事罰の確認を！

警視庁交通部 ☎03-3581-4321 (代表)、道路課道路交通係 ☎042-497-2090



警視庁
ホームページ

1 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先

車道では

自転車は、軽車両の歩道と車道の区別がある道路では車道通行が原則です。通行する際は、道路の左側に寄ってください。

違反すると… 反則金＝通行区分違反**6,000円**
刑事罰＝**3か月**以下の拘禁刑または**5万円**以下の罰金

歩道では

通行が許可されている歩道では、車道寄りをすぐに停止できる速度で通行します。歩行者の通行を妨げる場合は一時停止しなければなりません。

自転車で歩道が通行できる例

- ◆13歳未満の子どもや70歳以上の高齢者、身体の不自由な人が運転しているとき
- ◆歩道に「普通自転車通行可」の標識等があるとき
- ◆安全に通行するためにやむを得ないとき
 - ・道路工事している
 - ・駐車車両が続いている など



違反すると… 反則金 歩道徐行等義務違反**3,000円**
刑事罰 **2万円**以下の罰金または科料

3 夜間はライトを点灯

運転者の視界を確保し、歩行者や車に自転車の存在を知らせるためにも、夜間は必ずライトを点灯しましょう。

違反すると… 反則金＝無灯火**5,000円**
刑事罰＝**5万円**以下の罰金



4 飲酒運転は禁止

自転車の酒酔い及び酒気帯び運転は禁止です。お酒を飲んだら絶対に運転してはいけません。また、飲酒をした者に自転車を提供したり同乗することや、飲酒運転をするおそれのある者に酒類を提供してはいけません。

違反すると…

飲酒運転(酒気帯び・酒酔い)は青切符の対象外です。**赤切符による刑事手続き**で処分されます。

- ①運転者・自転車提供者…酒酔いは**5年**以下の拘禁刑または**100万円**以下の罰金、酒気帯びは**3年**以下の拘禁刑または**50万円**以下の罰金
- ②酒類提供者・同乗者＝**2年**以下の拘禁刑または**30万円**以下の罰金



5 ヘルメットを着用

自転車を運転するときは、事故や転倒による被害を軽減するために、乗車用ヘルメットを着用しましょう。小さなお子さんを自転車に乗せるときにも、必ず着用させましょう。



宝くじの助成金で消防団の消防用ホースを購入

(一社)自治総合センターでは、宝くじの社会貢献広報事業として、宝くじの受託事業収入を財源としたコミュニティ助成事業を実施しています。

コミュニティ助成事業は、コミュニティ活動に必要な備品や集会施設の整備、安全な地域づくりと共生のまちづくり、地域文化への支援や地域の国際化の推進及び活力ある地域づくりなどに対して助成を行い、地域のコミュニティ活動の充実・強化

を図ることにより、地域社会の健全な発展と住民福祉の向上に寄与するために実施しています。

☎防災防犯課防災防犯係
☎042-497-1847



助成金で購入した消防用ホース

2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認

信号機のある交差点では

信号機のある交差点では、自転車は信号に従って通行しなければなりません。車道を通行している場合、対面する車両用信号に従ってください。

違反すると… 反則金＝信号無視(赤色等)**6,000円**
信号無視(点滅)**5,000円**
刑事罰＝**3か月**以下の拘禁刑または**5万円**以下の罰金

一時停止の場所では

一時停止の標識・標示または停止線があるときはその直前で、停止線がないときは交差点の直前で必ず一時停止し、周囲の安全を確認し通行しましょう。

違反すると… 反則金＝指定場所一時不停止等 **5,000円**
刑事罰＝**3か月**以下の拘禁刑または**5万円**以下の罰金

その他青切符により検挙される違反例

遮断踏切立入り
7,000円

制動装置(ブレーキ)不良
5,000円

「ながらスマホ」していませんか？

スマートフォン等を使用しながら自転車を運転するのは、重大事故につながる極めて危険な行為です。スマホを使用しながら運転することは高額な反則金の対象であり、さらに交通事故を起こすなど交通の危険を生じさせた場合には厳しい刑事罰が科されます。

反則金＝携帯電話使用等(保持)**12,000円**

刑事罰＝(自転車運転中に「ながらスマホ」をした場合)
6か月以下の拘禁刑または**10万円**以下の罰金

(「ながらスマホ」により交通の危険を生じさせた場合)
1年以下の拘禁刑または**30万円**以下の罰金

※傘差しやイヤホン等を使用した運転をした場合にも、「公安委員会遵守事項違反(反則行為)」として反則金**5,000円**の対象になります。



3月1日(日)～7日(土)は子ども予防接種週間

子ども予防接種週間の実施医療機関及び日程などの詳細は、右記QRコードよりご確認ください。お電話で事前にご予約ください。

なお、ワクチンの種類によっては入荷状況により接種できない場合があります。4月からの入園・入学に備えて、接種漏れのないようご注意ください。休日に実施している医療機関もありますので、接種期限の迫って

いる方はこの機会にぜひ接種をご検討ください。

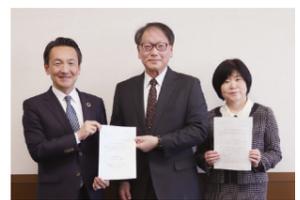
また、麻しん風しん第2期の接種対象者(平成31年4月2日～令和2年4月1日生まれ)は、令和8年3月31日まで無料で接種できますが、それ以降は全額自費での接種となりますのでご注意ください。
☎子育て支援課母子保健係
☎042-497-2077



清瀬市まちづくり委員会が市長へ提言

2月19日、清瀬市まちづくり委員会の城山委員長と赤川副委員長が、令和7年度の市長への提言を手交するとともに、清瀬市まちづくり基本条例に基づき、市民の皆さまからお寄せいただいた市民提案の審議結果や条例の運用状況を報告しました。また、本件に関する報告会を2月21日に開催しました。

☎市民協働課協働係
☎042-497-1803



城山委員長(中央)と赤川副委員長(右)と澁谷市長